

# 第28回さいたま市環境影響評価技術審議会

## 次 第

日 時 平成30年10月16日（火）  
午前10時～12時  
会 場 ホテルブリランテ武蔵野  
2階 エメラルド

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書

ア 事業概要及び準備書説明

イ 審議

5 閉 会

《会議資料一覧》

〈配付資料〉

- 資料1 第28回さいたま市環境影響評価技術審議会  
出席者名簿及び座席図
- 資料2 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第8期）
- 資料3 （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価の事業概要及び  
環境影響評価手続状況
- 資料4-1 （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書に  
関するさいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見
- 資料4-2 （仮称）セントラルパーク整備事業に関するさいたま市環境影響評価  
技術審議会委員会名簿
- 資料4-3 （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価  
第2回委員会でのご指摘対応-訂正及び確認結果について
- 資料5 （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価さいたま市の事業の  
進め方と「土壌に係る有害項目」への対応について

〈貸出資料〉

- （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書 本編・資料
- （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書 要約版
- （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書 審議会用資料
- （仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書
- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

## 第28回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

### 1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	岩崎 久雄	委 員
王 青躍	委 員	小嶋 文	委 員
日原 由香子	委 員	藤野 毅	委 員
村上 正吾	委 員	山本 貢平	委 員
渡辺 愛子	委 員	渡辺 季之	委 員

### 2 都市計画決定権者（事業者）

【さいたま市都市局都市計画部都市公園課】

課長補佐 飯野 慎一 主 任 五十嵐 一之

### 3 コンサルタント

【国際航業株式会社】

### 4 事務局

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

環境局長	新井 仁	課 長	黒沢 茂男
係 長	田中 孝幸	主 査	鈴木 慎一
主 任	石川 裕子	主 任	尾崎 雅之

# 第28回 さいたま市 環境影響評価技術審議会 座席図

日 時 平成30年10月16日(火)  
午前10時

場 所 ホテルプリランテ武蔵野  
2階 エメラルド

	永澤会長	山本副会長	
岩崎委員			藤野委員
王委員			村上委員
窪田委員			渡辺(愛)委員
小嶋委員			渡辺(季)委員
日原委員			

事務局	事務局	事務局	事業者	事業者	コンサルタント
-----	-----	-----	-----	-----	---------

事務局	事務局			コンサルタント	コンサルタント
-----	-----	--	--	---------	---------

## さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿 (第8期)

任期 平成29年8月1日～平成31年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 名誉教授	電波工学	電波障害	
2	おう せいよう 王 青躍	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	大気関係	大気質、廃棄物等	
3	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学 生命科学部 教授	生物学	動物、生態系	
4	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学 名誉教授	景観、環境計画	景観、温室効果ガス等	
5	こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地域交通	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究科 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化学物質	
7	しのみや みほ 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質	
8	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学(無機化学・錯体化学・生物無機化学)	水質、安全、放射性物質	会長
9	ひはら ゆかこ 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	植物生理学、分子生物学	植物	
10	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	水環境学、都市熱環境学	水質、水象	
11	ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市環境工学、建築環境工学	日照障害、風害、温室効果ガス、安全	
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	水環境工学	水質	
13	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
14	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学	動物、生態系	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会 理事	環境分析	廃棄物等	

## 都市計画対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

平成30年10月16日

都市計画対象事業の名称		(仮称)セントラルパーク整備事業			
根拠法令		さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)			
都市計画特例の適用		あり			
都市計画決定権者の名称、 代表者の氏名・主たる事務所 の所在地		さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 さいたま市浦和区常盤6-4-4			
都市計画対象事業の種類		公園の建設			
事業実施区域		さいたま市大宮区天沼町2丁目地内、B区域			
事業規模		面積 約 12.2ha			
関係地域		事業実施区域から1.5kmの範囲 (大宮区、見沼区、中央区、浦和区及び緑区の一部)			
手 続 状 況	調 査 計 画 書	図書の受理	平成29年 3月 1日		
		第1回委員会	" 4月20日		
		技術審議会	" 6月 6日		
		市長意見	" 7月 7日		
	準 備 書	図書の受理	平成30年 6月14日		
		縦覧	" 6月25日～ 7月25日		
		意見書提出期間	" 6月25日～ 8月 8日		
		第2回委員会	" 7月 2日		
		事業者説明会	日 時	7月18日(水)	7月21日(土)
			出席者数	21名	29名
		意見書・見解書の写しの送付	" 8月14日(意見書の提出なし)		
		公聴会	公述の申出がなかったため、開催せず		
		技術審議会	" 10月16日		
	市長意見	" 12月14日までに通知			
	備考				

さいたま市環境影響評価技術審議会  
会長 永澤 明 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会  
委員長 日原 由香子

(仮称) セントラルパーク整備事業に関する  
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「(仮称) セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書」について、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

## 記

### 1 計画

- (1) p.2-21 の建築施設計画では、「ビジターセンターが環境共生のセンター機能も発揮していくために、エコライフの機能を取り込んでいく。」とあるが、再生水の利用など、すでに検討されている機能があるならば、できる限りその内容を具体的に記載すること。
- (2) 現在のところ、事業実施区域の近くには路線バスが通っているが、公園内にバス停の設置は予定されていない。交通渋滞の緩和や大気質等の環境保全措置で公共交通機関の利用を推進しているので、公園内にバス停の設置や乗り入れを想定した駐車場整備なども計画すると良い。

### 2 大気質

自動車交通の発生に伴う大気質への影響について、P.10.1-53 等に環境保全措置として記載されている、アイドリングストップやシェアサイクルの利用推進は、窒素酸化物等を削減するための有効な対策であるので、積極的に推進すること。

### 3 騒音・振動

- (1) 騒音に関する道路に面する地域の環境基準は、地域の類型、用途地域、道路の種類、及び車線数により決まるので、評価書では対象とする道路の種類、名称および車線数を記載すること。
- (2) p. 10. 2-15 の建設機械の稼働に伴う騒音の影響の予測において、芝川小学校校舎の窓の外側に設定されている予測地点については、地上からの高さのみの記載であって教室の窓面からの水平距離の記載がない。学校環境衛生基準は教室内の基準であるため、評価書では教室と予測地点の位置関係を明確に示すこと。
- (3) 事業実施区域は、配慮施設である芝川小学校や医療施設と隣接、又は近接している。建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測結果は、遮音壁を設置することで規制基準を満たしているが、実際の稼働状況等によっては周辺に対し影響を及ぼすおそれがあるため、造成工事中は影響を最小限にするよう十分配慮すること。

### 4 水質

造成などの工事に伴う水質への影響について予測する際、降雨強度の設定に当たっては「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」に基づき 3 mm/h という平均降雨強度を用いているが、近年は 50mm/h など激しい降雨が増えていることから、降雨量が増大した状態も考慮すること。また、見沼の池に関しては、降雨時に芝川の逆流水が流入する可能性も考慮すること。

### 5 動物

造成工事等、大きな騒音の発生が予測される作業を実施する場合、できる限り保全すべき種の繁殖期を避け、事業実施による影響を極力回避・低減するよう努めること。

### 6 植物・生態系

- (1) 事業計画の策定にあたっては、環境への影響をできる限り回避し、又は低減させるための措置を優先して検討すべきであるが、事業計画区域で確認された保存すべき群落であるアカメヤナギ群落は、この事業の実施により、すべて消失すると予測されている。また、p2-17 の緑地計画によると、



見沼の池周辺の湿性林の植栽候補のひとつとしてアカメヤナギを挙げているが、既存の植栽を使用するか、又は新たに植栽を行うか、記載されていない。事業地内のアカメヤナギ群落は動物等の生息の場にもなっているもので、できるだけ既存の植栽を生かすよう考慮すること。

- (2) 事業実施区域内で確認されたミゾコウジュの生育地は、対象事業の実施によりすべて消失する可能性がある。事業実施に当たっては、細心の注意を払い移植等の代償措置を確実に実施すること。
- (3) 現在の事業実施区域にはオギやカナムグラなどが生育しており、動植物の生育環境としては少し荒れている部分があるが、事業実施による緑地の良好な環境の創出で、生育環境の質的向上が予測される。ただし、10.8-24の予測結果によると、緑被率の数値自体はあまり変わらない(81.2%→池を含め 81.9%)ので、動植物の生育環境も考慮した質的向上について、より具体的に評価すること。

## 7 地域交通

- (1) 事業地周辺には教育機関や医療施設が隣接、又は近接しており、小中学校等の通学路となっている道路がある。また、道幅が狭い場所や見通しが悪い場所もあることから、事業実施に当たっては、事業実施区域及びその周辺の道路の交通安全対策を十分に検討すること。

## 8 事後調査

事後調査の調査方法では、他の項目を引用せずに、具体的に調査方法を記載すること。

## 9 その他

- (1) 大気質や騒音に係る現地調査結果のデータ等の一部について準備書本編と資料編に齟齬があるため、評価書において修正すること。
- (2) 用地取得終了後に事業実施とあるが、用地取得に相当の時間(10年程度)がかかる見込みとのものである。事業着手までに期間が開くと、動物相・植物相等は変化する可能性がある。用地取得の期間は、事業実施区域の状況の把握に努め、必要であれば調査等を再度実施し、図書の修正を行うこと。

## (仮称)セントラルパーク整備事業に関する

## さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

※ 名簿は、五十音順

氏 名	職 名	専門分野	担 当 項 目
しのはら 篠原 あつこ 厚子	清泉女子大学 人文科学 研究所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化 学物質
ひはら 日原 ゆかこ 由香子	埼玉大学大学院理工学研 究科 教授	植物生理学、分子生 物学	植物
むらかみ 村上 しょうご 正吾	埼玉県環境科学国際セン ター 研究所長	水環境工学	水質
やまもと 山本 こうへい 貢平	一般財団法人小林理学研 究所 理事長	応用音響学	騒音、振動
わたなべ 渡辺 あいこ 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生 理学	動物、生態系

(仮称) セントラルパーク整備事業環境影響評価  
さいたま市の事業の進め方と「土壌に係る有害項目」への対応について

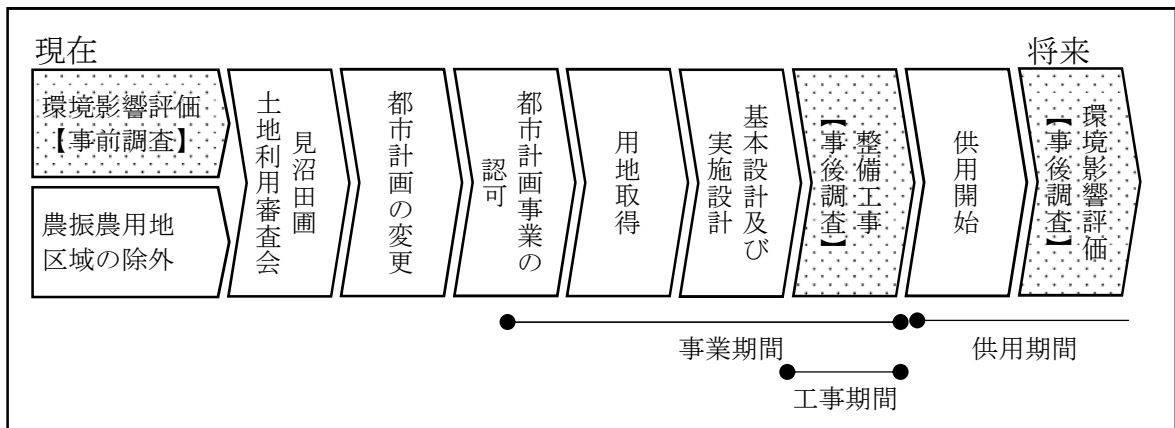
## 1. 見沼田圃内における大規模な公園整備の基本的な流れ

大規模な都市公園の整備については、関係権利者が多数に渡ることが多いため、一般的には都市計画法に基づく「都市計画事業」として実施しています。

(本市事例：見沼通船堀公園 約13ha、与野中央公園 約8ha)

加えて、見沼田圃内で都市公園を整備する場合は、見沼田圃土地利用審査会への諮問も必要となります。

(仮称) セントラルパーク整備事業につきましては、見沼田圃内に約12.2haの公園を整備することから、以下のような流れで整備を進める予定です。



- ・ 事業期間…都市計画事業の認可期間
- ・ 用地取得…事業の認可後、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき、元地権者より原則更地の状態で用地を取得
- ・ 工事期間…整備工事を行っている期間

## 2. 「土壌に係る有害項目」への対応

事業実施区域内において、本市が用地を取得する前に土壌汚染が確認された場合、現地権者の責任において適切に処理することが必要となり、費用面等において現地権者の負担が大きくなります。

その為、都市計画の変更や事業の認可といった法的な諸手続きを経ていない現状で、環境影響評価の手続きにおいて土壌汚染を評価項目として選定し、予測及び評価を行うことは困難であることから、本市としては、事業認可後、用地を取得した後に土壌分析を実施し、適切に対応することを想定しています。

<上記を踏まえた市長意見に対する見解>

「土壌に係る有害項目」は、さいたま市環境影響評価技術指針に基づく公園建設事業における環境影響評価の標準項目等に含まれていないこと及び事業実施区域内において特定有害物質を扱う施設等は分布していないため、環境影響評価の項目として選定していません。

ただし、事業実施区域内で家電などの不法投棄が見受けられることや、それらに由来する土壌汚染の可能性は否定できないため、工事の際の土壌搬出前には土壌分析を行い、汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法、さいたま市の生活環境の保全に関する条例などの関係法令に基づき、適切に対応します。

※「大気に係る有害物質等」、「地下水質」についても、「土壌に係る有害項目」と同様です。

第27回さいたま市環境影響評価技術審議会 会議録

1 会議の開催日時

平成30年10月16日（火）午後10時から

2 会議の開催場所

ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルド

3 出席者名及び欠席者名

出席者名

永澤 明 会長、山本 貢平 委員、岩崎 久雄 委員、王 青躍 委員、  
小嶋 文 委員、日原 由香子 委員、藤野 毅 委員、村上 正吾 委員、  
渡辺 愛子 委員、渡辺 季之 委員

他 事業者、関係者、事務局職員

欠席者名

金子 律子 委員、窪田 陽一 委員、四ノ宮 美保 委員  
篠原 厚子 委員、増田 幸宏 委員、

4 議題及び公開又は非公開の別

議題

（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書について

公開又は非公開の別

一部非公開

5 傍聴者の数

0名

6 問い合わせ先

環境局 環境共生部 環境対策課 電話番号 048-829-1332

## 第28回

# さいたま市環境影響評価技術審議会

平成30年10月16日（火）

さいたま市環境対策課

午前 9時59分 開会

○黒沢課長 時間となりましたので、ただいまから第28回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきます、さいたま市環境対策課長の黒沢と申します。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、さいたま市環境局長の新井からご挨拶を申し上げます。

○新井局長 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました環境局長の新井と申します。

本日は永澤会長をはじめ、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、第28回さいたま市環境影響評価技術審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから本市の環境行政に対しましては、格別なるご理解とご協力をいただきまして、この場をおかりいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、新聞等でも最近話題となっておりますが、国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCで、この報告におきまして、世界の平均気温が産業革命前と比べまして1.5度上昇した場合の環境影響評価について、初めて公表されたところです。今後につきましては、誰もが持続可能な社会を維持していくため、さらに厳しい取り組みを官民一体となって取り組む必要があると感じているところでございます。

本市では広域的な都市間ネットワークの構築ということで、E-KIZUNA Projectを市民、事業者、大学、国等と連携しまして進めているところでございます。特に電気自動車、また燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の普及を目指した取り組みを進めているところで、今月31日に「2018E-KIZUNAサミット・プレミアム inさいたま」を開催することとなっております。きょうは参考までにお手元に赤いパンフレットですが、ご紹介をさせていただきます。時間がございましたら、ぜひご来場していただければありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

本日は議事にございます（仮称）セントラルパーク整備事業についてですが、これは大宮区天沼にあります合併記念見沼公園の南側に隣接しており、さいたま新都心駅、また大宮駅などの主要駅からも近く、見沼田圃の自然を再生し、市民のオアシスの形成を目指すと同時に、大規模災害時には広域防災、医療拠点を補完するものとして整備を進めるものでございます。

この後、環境影響評価準備書の結果につきまして事務局また事業者様からご説明をいただき、委員の皆様には限られた時間でございますが、専門的な知見から忌憚のないご意見をいただ

れば幸いに存じます。

結びになりますが、委員の皆様方のますますのご健勝を祈念いたしまして、簡単でございますが審議会の開催に当たりまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○黒沢課長 ありがとうございます。

本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長の埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

○永澤会長 永澤でございます。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 副会長の一般財団法人小林理学研究所理事長、山本貢平様です。

○山本副会長 山本です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 芝浦工業大学名誉教授、岩崎久雄様です。

○岩崎委員 岩崎です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 埼玉大学大学院教授、王青躍様です。

○王委員 王です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 埼玉大学大学院准教授、小嶋文様です。

○小嶋委員 小嶋です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 埼玉大学大学院教授、日原由香子様です。

○日原委員 日原です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 埼玉大学大学院准教授、藤野毅様です。

○藤野委員 藤野です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 埼玉県環境科学国際センター研究所長、村上正吾様です。

○村上委員 村上です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様です。

○渡辺（愛）委員 渡辺愛子です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様です。

○渡辺（季）委員 渡辺季之です。よろしくお願いたします。

○黒沢課長 なお、金子律子委員、窪田陽一委員、篠原厚子委員、四ノ宮美保委員、増田幸宏委員につきましては、ご都合によりご欠席でございます。

さて、審議会規則第3条第2項では、審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日の審議会は委員

総数15名のうち過半数の10名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日ご審議いただきます（仮称）セントラルパーク整備事業の事業者及び関係者をご紹介します。

都市計画決定権者側として都市局都市計画部都市公園課、飯野課長補佐。

○飯野課長補佐 都市公園課長補佐の飯野と申します。本日はご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○黒沢課長 五十嵐主任。

○五十嵐主任 五十嵐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒沢課長 続きまして、コンサルタント会社の紹介につきましては、事業者からお願いいたします。

○五十嵐主任 私から紹介させていただきます。

コンサルタント会社といたしまして国際航業株式会社より白井環境事業担当部長でございます。

○白井環境事業担当部長 よろしくをお願いいたします。

○五十嵐主任 岡崎主任技師でございます。

○岡崎主任技師 岡崎です。よろしくお願いいたします。

○五十嵐主任 姫田主任技師でございます。

○姫田主任技師 姫田です。よろしくお願いいたします。

○五十嵐主任 以上、3名であります。

○黒沢課長 最後に、事務局側として、新井環境局長です。

○新井局長 新井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒沢課長 その他の事務局の紹介は、資料1表にあります出席者名簿をもってかえさせていただきます。

ここで大変申しわけございませんが、新井局長は議会中のため退席させていただきます。

○新井局長 申しわけございません、よろしくお願いいたします。

（新井局長退席）

○黒沢課長 それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。それから、次第の裏に本日の資料の一覧を記載しております。

次に、資料1といたしまして、さいたま市環境影響評価技術審議会出席者名簿及び座席図。



資料2といたしまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿。

資料3といたしまして、対象事業の概要及び環境影響評価手続状況。

資料4-1といたしまして、委員会意見。

資料4-2といたしまして、委員会名簿。

資料4-3、こちらは第2回委員会でのご指摘対応。

資料5といたしまして、セントラルパーク整備事業環境影響評価、さいたま市の事業の進め方と「土壌に係る有害項目」への対応についてとなっております。

このほか委員の皆様には、(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書とその要約版、調査計画書、環境影響評価技術審議会用資料、こちらは貴重な動植物についての情報が含まれているため、非公開資料となります。参考といたしまして、さいたま市環境影響評価条例集と技術指針手続を配付しております。

皆様、お手元の資料はおそろいでしょうか。不足している資料がございましたら、事務局までお申し出ください。

(なし)

○黒沢課長 それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により議長となります永澤会長に議事を進行していただきます。

永澤会長、よろしくお願いいたします。

○永澤会長 それでは、よろしくお願いいたします。

これから議事に入りますけれども、傍聴者の方はおられますか。

○田中係長 本日、この審議会の傍聴希望者は来ておりません。

○永澤会長 今回の審議内容に関してですが、この後、事業者からのご説明の中に貴重な動植物等に関する報告が、先ほどの非公開資料の分が一部含まれております。その説明終了後に審議会意見形成に関する議論を行います。この審議につきましては、場合により議事録など一部を非公開としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○永澤会長 それでは、そのようにしたいと思います。

では早速、議事に入ります。

(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書の手続状況について、事務局からご説明願います。

○田中係長 改めまして、さいたま市環境対策課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

ます。

着座にて説明させていただきます。

まず、事業の概要及び手続状況につきまして、資料3をごらんください。

この事業は、さいたま市が都市計画決定権者として今後進めてまいります都市計画対象事業でございます。事業名称は（仮称）セントラルパーク整備事業です。さいたま市環境影響評価条例の中の公園の建設事業として、条例の環境アセスメント対象事業となっております。

事業実施区域の場所は、さいたま市大宮区天沼町2丁目地内となっております。事業規模、計画地の面積は約12.2ヘクタールでございます。

この事業につきましては、アセスメント手続といたしまして調査計画書が平成29年3月1日に提出されておりました。その後、公告縦覧などの手続を経まして、平成29年4月20日に環境影響評価委員会を開催いたしまして、同年6月6日に技術審議会を開催いたしまして答申をいただいた後、7月7日に市長意見を都市計画決定権者に提出しております。

また、今回ご審議いただきます準備書につきましては、平成30年6月14日に提出されまして、6月25日から約1カ月間、縦覧を行っております。

また、一般市民からの意見募集につきましては、8月8日まで募集いたしました。この結果、意見の提出はございませんでした。

この準備書に関しましての第2回委員会は、平成30年7月2日に開催いたしております。

また、準備書縦覧期間中に事業者、都市計画決定権者側で地元住民等を対象としました説明会を2回開催しております。1回目は7月18日（水）で出席者は21名、2回目は7月21日（土）に開催しまして出席者は29名でした。

一般市民からの意見書提出がなかったという都市計画決定権者からの報告書が8月14日に事務局側に提出されております。条例の規定では、送付された日から4カ月以内に市長意見を述べることができることとされておりますので、本件につきましては、ことしの12月14日までに都市計画決定権者側に対し市長意見を述べることとなっております。

事業の概要及び手続状況につきましては、以上になります。

引き続きまして、都市計画決定権者であります都市公園課から、準備書の概要についてご説明いたします。

○五十嵐主任 改めまして今回事業者を務めておりますさいたま市都市局都市計画部都市公園課の五十嵐と申します。

これより我々事業者から、今回行います（仮称）セントラルパーク整備事業に関する環境影

響評価準備書についてご説明させていただきます。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

まず初めに、私より事業の概要及び調査計画書についての市長意見に対する事業者の見解についてご説明させていただきます。その後、コンサルタントの国際航業株式会社、岡崎主任技師より、調査結果の概要並びに予測及び評価の結果についてご説明させていただきます。

ではまず、お手元に配付しております（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書の2-1ページをごらんください。

今回計画しております都市計画対象事業の目的ですが、本市では見沼田圃の保全、活用、創造を主要施策の一つに位置づけております。本事業では見沼田圃の自然を再生し、自生する貴重な植物や希少な野生生物の保護に努め、緑の拠点形成を目指すとともに、大規模災害時にはさいたま新都心周辺の広域防災、医療拠点を補完するオープンスペースを確保することを目的としております。

続きまして、2-9ページをごらんください。

事業の実施区域につきましては、案内図中心の斜線部の部分でございまして、所在地はさいたま市大宮区天沼町2丁目地内に位置しております。区域内の現状といたしましては、主に農地、住宅地、事業所として利用されておまして、比較的平坦な地形となっております。また、周辺には北側に芝川小学校、自治医大、大宮消防署が位置しておまして、南側には下水処理センター、大宮南部浄化センターなど公共的な施設が比較的によく配置されている場所となっております。

続きまして、2-13ページをごらんください。

こちらに記載しております図の2.6-1につきましては、事業の平面計画図となっております。公園の西側に交流広場、ビジターセンター及び駐車場、東側には見沼の池や多目的広場などを配置する計画でございまして、イメージといたしましては委員会の際にもご視察をいただきましたが、合併記念見沼公園と同じような設えを想定しております。

続きまして、少し戻りますけれども、2-8ページをごらんください。

本事業につきましては、平成28年度から本年度にかけて環境影響評価を実施しており、詳細には記載しておりませんが、今後、都市計画の変更、事業計画の認可を取得し、用地の取得、公園の設計、公園の整備工事、それから工事が終わりましたら供用開始という流れで整備を進めていく予定でございます。

以上が事業概要となります。

続きまして、調査計画書についての市長の意見に対する事業者の見解についてご説明させていただきます。

準備書の7-1ページをごらんください。

第7章では、調査計画書の市長意見に対する事業者の見解についてまとめております。

表7.2-1(1)で、市長の意見及びそれに対する事業者の見解を並列で記述しております。市長意見を大項目ごとに分けますと、1、総括事項、2、対象事業の実施方法、3、環境影響評価項目の選定、4、調査、予測及び評価の方法の4つのジャンルに分類することができます。

それでは、総括事項から順にご説明させていただきます。

まず、総括事項につきましては、2件ご意見をいただきましたが、2件とも市長の意見を踏まえ準備書を作成いたしました。

続きまして、対象事業の実施方法につきましては、調査計画書においてビジターセンターの配置方法に誤りがございましたので、準備書2-21ページに記載しております建築施設計画図を修正いたしました。また、本事業の整備に当たり、北側に位置する合併記念見沼公園のビオトープの生態系が維持されるように配慮することとのご意見を受け、それらを踏まえた施工計画を策定することといたしました。

続きまして、環境影響評価項目の選定につきましては、3件ご意見をいただきました。3件とも土壤汚染にかかわる内容のため一括してご説明差し上げますが、主に土壤、またそれに伴う大気質、地下水にかかわる有害物質について調査、予測及び評価の対象とすることとのご意見でした。

事業者の見解といたしましては、土壤にかかわる有害項目は、さいたま市環境影響評価技術指針に規定します公園建設事業における環境影響評価の標準項目等に含まれていないこと、及び事業実施区域内において特定有害物質を扱う施設等が分布していないことから、環境影響評価の調査項目として選定はいたしませんでした。一方で、事業実施区域内において、例えば冷蔵庫や電子レンジなどの家電の不法投棄が見受けられたこともあり、それらに由来する土壤汚染も否定できないことから、事業化され、本市が用地を取得した後に整備工事を行う際は事前に土壤の分析を行い、土壤汚染が確認された場合には、関係法令等に従い適切に対応してまいりたいと考えております。

ここで、1点補足の説明を申し上げます。別に配付しております資料5をごらんください。

タイトルといたしましては、「(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価 さいたま

市の事業の進め方と「土壌に係る有害項目」への対応について」というものでございますが、こちらにつきましては、都市計画事業におきます一般的な公園整備の流れをフローでお示したものでございます。

一般的には現在実施しております環境影響評価の後に都市計画の変更、事業計画の認可を経て、地権者様と用地取得にかかる交渉をさせていただき、適した時期に予算の範囲内において用地を取得していくという流れでございます。一定規模の用地が取得できた時点で公園の具体的な設計を行いまして、それをもとに整備工事を行ってまいります。あわせて、この時点で環境影響評価にかかわる事後調査を行い、供用開始後にも改めて事後調査を行います。

基本的な流れはフローのとおりとなりますが、本市が用地を取得する前の時点で調査項目としてしまいますと、土壌汚染が確認された場合、現地権者の責任において適切に処理することが必要となってくるものでございまして、地権者様の負担も大きくなることも調査項目とすることが困難な理由の1つであると考えております。

続きまして、調査、予測及び評価の方法につきましては、調査項目ごとでは9項目についてご意見をいただきました。

まず、(1)大気質の①環境影響の合成につきましては、基本にご意見のとおり対応することといたしました。

続きまして、②調査地点の設定につきましては、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の一般環境調査地点について、事業計画地の周囲に芝川小学校以外で2地点追加で設定する必要があるとのご意見でしたが、こちらにつきましては、事業実施区域周辺に大気汚染物質の主要な発生源となる施設等が分布していないため、事業実施区域内が地域を代表する地点と捉えて、調査地点は追加しておりません。なお、事業実施区域内が地域を代表していることにつきましては、主に住宅地が分布しております事業実施区域の東西方向の2地点におきまして、二酸化窒素の簡易測定を行い、事業実施区域内における測定結果と比較し、大きな差異がないことを確認しております。

次に、準備書7-3ページに移りますが、③評価の指標につきましては、ご意見のとおり修正をいたしました。

次に、④炭化水素の予測及び評価、⑤予測結果の図示、⑥「付加率」と「寄与率」につきましては、こちらもいただきましたご意見のとおり対応することといたしました。

続きまして、準備書7-4ページをごらんください。

騒音、①指標値及び調査期間・頻度につきましては、本対象事業が夜間に工事を実施しない

のであれば、夜間の指標値を設定する必要がない旨のご意見をいただき、本事業において現時点では夜間工事を行う予定はないことから、本件に関する記述を削除いたしました。

次に、②芝川小学校における予測地点、③環境基準の類型指定図及び④予測結果の図示につきましては、市長の意見を踏まえ対応いたしました。

次に、(3) 振動につきましては、騒音と同様に夜間の時間帯の調査、予測及び評価に関する記載は削除いたしました。

続いて、準備書7-5ページをごらんください。

(4) 水質、①見沼の池の水質につきましては、見沼の池に水が滞留したことに起因する水質の悪化についても考慮し、予測及び評価を実施することとのご意見でございましたが、池の水を極力対流させない計画とすること、また現在の合併記念見沼公園と同様の状況になることなど、定性的な予測及び評価を行いました。

次に、②評価指標値につきましては、芝川の水質の現状を勘案し、さらに高いレベルの指標値を設定することが望ましいとのご意見でございましたが、芝川の水域の類型指定はD類型であるため、基本的にはD類型以外の指標値による評価は対応しておりませんが、今後の公園設計において見沼の池の水質目標として、さらに上位の水質を目指すことについても検討してまいりたいと考えております。

次に、(5) 地象につきましては、地盤改良に伴う植物相への影響について、十分に勘案した上で予測及び評価を行うこととのご意見でしたが、現時点でまだ具体的な地盤改良の工法が決定していない状況でございます。ただし、当該地を緑あふれる都市公園として整備を進めるものでございますので、事業実施区域及びその周辺の植物相に大きな影響を与えないような地盤改良工法を検討してまいりたいと考えております。

続いて、準備書7-6ページをごらんください。

(6) 動物につきましては、前回の委員会の際にも現地視察をしていただいたところでございますが、合併記念見沼公園のビオトープが現状良好な状態で動物が定着しているため、現地調査の際には、同公園に創出された生態系に配慮した手法を選択することとのご意見をいただきました。また、事業計画地南側の約400メートル離れたところに位置します首都高速道路の高架下の見沼田圃首都高ビオトープにつきましても、安定した状態であることが見受けられることから、予測及び評価に当たりましては動物等の存在を考慮することとのご意見でした。

これらのご意見を踏まえまして、昨年度実施いたしました現地調査におきましては、合併記念見沼公園に創出された生態系を極力乱すことのないように留意して作業を行いました。また、

動物の既存資料の調査に見沼たんぼ首都高ビオトープ生物調査結果（平成28年度）の結果を加え、予測及び評価を行いました。

次に、（7）景観につきましては、南側から北側方向を眺望する中近景の調査地点を新たに追加することのご意見でございましたが、事業実施区域の南側には事業所が立地しておりまして現状見通しがあまりきかないことから、追加での調査地点は設定しておりません。ただし、南側の下水処理センター屋上は、一般の方が立ち入りできる場所ではございませんが、事業実施区域を南側から眺望できる地点であることから、参考地点として調査を行いました。

続いて、準備書7-7ページをごらんください。

（8）地域交通につきましては、事業計画地南側に接する道路の交通量の増加及び事業計画地北側に接する道路における児童の交通安全への影響に対するご意見でございましたが、交通量につきましては、現況交通量に関係車両台数を上乘せすることで適切に設定いたしております。また、芝川小学校の通学路につきましても、児童が公園内を通行できるように施設配置計画を行い対応するように検討してまいりたいと考えております。

次に、（9）予測対象時期に係る共通事項といたしまして、公園内でのイベント開催時における大気質、騒音、振動及び地域交通についても、予測及び評価を行うことのご意見に対しましては、大気質につきましては年平均値による予測となるため短期的な影響としてイベント等には対応しておりませんが、その他の項目につきましては予測及び評価を行ったところです。

以上が、調査計画書についての市長の意見に対する事業者の見解となります。

○岡崎主任技師 続きまして、環境影響評価の内容につきまして国際航業、岡崎からご説明をさせていただきます。

私も大変失礼ですけれども、着座のままでご説明させていただきたいと思います。

スライドを使って説明させていただきます。

まず、環境影響評価の項目につきましては、調査計画書の段階でお示ししましたとおり、事業特性並びに地域特性を踏まえまして15項目を選定しております。今、スライドでお示ししております大気質、騒音、振動、水質、水象、地象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通、以上の15項目を選定しております。

続きまして、予測の地点になります。こちらは基本的には調査地点に準じて設定しておりまして、事業実施区域及びその周辺と、資材運搬等の車両及び関係車両の主要な走行ルート上に地点を設定しております。

続きまして、予測、評価の結果の概要についてご説明申し上げます。

時間の関係で少し駆け足でのご説明になるかと思いますが、ご容赦ください。

まず、大気質への影響についてです。

建設機械の稼働に伴う大気質への影響について回避・低減の観点としましては、お示ししております環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。続きまして、基準、目標等との整合という観点では、将来濃度の予測結果としまして二酸化炭素窒素、浮遊粒子状物質ともに基準等を満たす結果となっております。

続きまして、資材運搬等の車両の走行に伴う影響について回避・低減の観点としまして、お示ししております環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。また、基準、目標等との整合に関しては、将来濃度の予測結果としまして二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに基準を満たすという結果になっております。

続きまして、こちらは市長意見対応としまして、複合影響についての評価を行ったものになります。回避・低減の観点としましては、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行の環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。また、基準、目標等との整合につきましても、個別の予想結果よりはわずかに数値は高くなっておりますが、基準等を満たす結果となっております。

続きまして、造成等の工事に伴う大気質への影響については、回避・低減の観点としてお示ししております環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。基準、目標等との整合につきましては、予測結果は基準等を満たす結果となっております。

続きまして、自動車交通の発生に伴う影響について回避・低減の観点としましては、お示ししております環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。基準、目標等との整合につきましては、将来濃度の二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに基準を満たす結果となっております。また、非メタン炭化水素につきましては、基準を満たす結果となっております。これに加えて、市長意見としまして一般的には年平均値での予測、評価を行いますが、年間2%除外値についても予測を行っております。グラフのほうにはお示ししてませんが、結果としまして0.53ppmCと予測してございまして、基準等を満たしてございませんが、寄与率としましては0.01%程度となりますので、影響は軽微であると考えております。

続きまして、騒音の影響になります。建設機械の稼働に伴う影響については、回避・低減の観点としまして環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。基準、目標等との整合につきましては、予測結果としまして基準等を満たす結果となっております。



続きまして、資材運搬等の車両の走行に伴う影響については、環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。基準、目標等との整合につきましては、予測結果は基準等を満たす結果となっております。

続きまして、自動車交通の発生に伴う影響については、回避・低減の観点としましては、お示ししております環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。続いて、基準、目標等との整合につきまして、予測結果としまして一部整合を図る基準というものを満たしていないという結果になっておりますが、増加分としましては0.1ないし0.3デシベル程度になりますので、影響としては軽微であると考えております。

続いて、こちらは市長意見でございます供用時のイベント開催時の影響について予測、評価を行った結果になります。結果としましては、こちらも一部整合を図る基準等を満たしておりませんが、増加分としましては0.2ないし0.6デシベル程度の増加となりますので、影響としては軽微であると考えております。

続いて、振動の予測になります。建設機械の稼働に伴う影響につきましては、環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。また、基準、目標等との整合の観点につきましては、予測結果は基準を満たす結果となっております。

続いて、資材運搬等の車両の走行に伴う影響についても、環境保全の措置を講じることで低減が図られているものと考えております。基準、目標等との整合の観点につきましては、予測結果は基準を満たす結果となっております。

続きまして、自動車交通の発生に伴う影響、こちらも環境保全の措置を講じることで低減が図られているものと考えております。基準、目標等との整合の観点では、予測結果は基準等を満たす結果となっております。

騒音と同様に、こちらも市長意見にあります供用時のイベント開催時に関する影響を検討した結果になります。基準、目標等との整合については、予測結果は基準等を満たす結果となっております。

続いて、水質への影響についてです。造成等の工事に伴う影響につきまして、回避・低減の観点としまして環境保全の措置を講じることで低減が図られているものと考えております。基準、目標等との整合の観点では、予測結果としまして浮遊物質、水素イオン濃度ともに基準を満たす結果となっております。

続いて、施設の供用に伴う影響です。回避・低減の観点としましては、環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。また、基準、目標等との整合に関しまして

は、先行整備地区になります合併記念見沼公園の排水が環境基準を満たしているので、同様の公園になります事業実施区域からの排水についても、基準等を満たす結果になると考えております。

続きまして、水象への影響です。造成等の工事による影響につきまして回避・低減の観点としましては、環境保全の措置を講じることで低減が図られているものと考えております。また、施設の供用に伴う水象への影響につきましても、事業計画により河川流量への影響の低減を努めているということになっておりますので、低減が図られていると考えております。

続いて、施設の供用に伴う地象への影響についてです。回避・低減の観点としまして、こちらも環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

続きまして、動物への影響です。スライドには現地で確認しました主な動物をお示ししております。

続きまして、工事及び存在・供用による影響については、こちらも環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

続いて、植物への影響です。こちらもスライドでお示ししておりますのは、現地で確認しました主な保全すべき植物になります。

工事及び存在・供用による影響については、環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えておりますが、保全すべき植物のうちミゾコウジュにつきましては、確認しました全ての生育地が改変されると予測されますので、移植等の代償措置を講じる必要があると考えております。

続いて、生態系への影響です。お示ししておりますのは、現地で確認しました上位性に該当する種になります。

続きまして、こちらは典型性に該当する種になります。

続きまして、工事及び存在・供用による影響について、こちらも環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

続いて、景観への影響になります。今お示ししておりますのは、事業実施区域の西側から東側を望む景観の現況と供用地のフォトモンタージュをお示ししております。

続いて、事業実施区域の東側から西側を望む景観の現況と供用地のフォトモンタージュになります。

続いて、事業実施区域の北側の合併記念見沼公園からの景観の現況と供用時のフォトモンタージュになります。予測結果としまして、工事及び存在・供用による影響について、回避・低

減の観点としまして、こちらも環境保全の措置を講じることで低減が図られているものと考えております。

続いて、自然とのふれあいの場への影響です。工事及び存在・供用による影響について、回避・低減の観点としまして、環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

続いて、廃棄物等になります。造成等の工事に伴う廃棄物等としまして、回避・低減の観点として環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

続きまして、施設の供用に伴う廃棄物等についても、回避・低減の観点としまして環境保全の措置を講じることで低減が図られているものと考えております。

続いて、温室効果ガス等になります。工事に伴う温室効果ガス等につきましても、回避・低減の観点として環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。存在・供用に伴う温室効果ガスについても、回避・低減の観点としまして環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

続きまして、コミュニティになります。工事及び存在・供用によるコミュニティの影響について、回避・低減の観点として環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

続いて、地域交通になります。資材運搬等の車両の走行に伴う影響につきまして、回避・低減の観点として環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

続いて、自動車交通の発生に伴う地域交通、こちらも回避・低減の観点としまして環境保全の措置を講じることで低減が図られていると考えております。

以上が、環境影響評価の予測結果のご説明になります。

続きまして、事後調査のご説明になります。

事後調査につきましては、調査予測結果を踏まえまして項目の選定を行っております。選定に当たっては技術指針等に従いまして、基本的には評価項目が15項目ございましたけれども、全てを対象とするということで考えております。今お示ししております大気、騒音、振動、水質、水象、地象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティと地域交通になります。

続きまして、事後調査書の説明になります。

工事中の事後調査書につきましては、事後調査の終了後、6カ月程度で提出と考えております。また、供用時につきましては、供用開始から公園が定常状態に達するまで5年ないし10年

程度かかると想定しておりまして、その期間が経過した後に提出を考えております。

以上が環境影響評価の内容のご説明となります。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、次に委員会意見の報告に移りたいと思います。

委員会からは詳細な報告をご提出いただきました。委員会での審議結果については、委員長を務めていただきました日原先生からご報告をお願いいたします。

○日原委員 7月2日にさいたま市環境影響評価技術審議会第2回の委員会を開催して、大気、騒音、水質、動物、植物などを重点的に審議いたしました。審議結果につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

○田中係長 それでは、日原委員長にかわりまして事務局からご説明いたします。

資料4-1をごらんください。

こちらでご審議いただきました結果を順次ご説明いたします。

まず、1番、計画について。

(1) p 2-21の建築施設計画では、「ビジターセンターが環境共生のセンター機能も発揮していくために、エコライフの機能を取り込んでいく。」とありますが、再生水の利用など、すでに検討されている機能があるならば、できる限りその内容を具体的に記載すること。

(2) 現在のところ、事業実施区域の近くには路線バスが通っていますが、公園内にはバス停の設置は予定されておりません。交通渋滞の緩和や大気質等の環境保全措置で公共交通機関の利用を推進しているので、公園内にバス停の設置や乗り入れを想定した駐車場整備なども計画するとよい。

次に、2番目、大気質に関するご意見でございます。

自動車交通の発生に伴う大気質への影響について、p 10. 1-53等に環境保全措置として記載されておりますアイドリングストップやシェアサイクルの利用推進は、窒素酸化物等を削減するための有効な対策であるので、積極的に推進すること。

次のページにまいります。

3番目、騒音・振動に関するご意見です。

(1) 騒音に関する道路に面する地域の環境基準は、地域の類型、用途地域、道路の種類及び車線数により決まりますので、評価書では対象とする道路の種類、名称及び車線数を記載すること。

(2) p 10. 2-15の建設機械の稼働に伴う騒音の影響の予測において、芝川小学校校舎の

窓の外側に設定されている予測地点については、地上からの高さのみの記載であって、教室の窓面からの水平距離の記載がありません。学校環境衛生基準は教室内の基準であるため、評価書では教室と予測地点の位置関係を明確に示すこと。

(3) 事業実施区域は、配慮施設である芝川小学校や医療施設と隣接、または近接しております。建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測結果は、遮音壁を設置することで規制基準を満たすという結果になっておりますが、実際の稼働状況によっては周辺に対し影響を及ぼすおそれがあるため、造成工事中は影響を最小限にするよう十分配慮すること。

4 番目、水質に関するご意見です。

造成などの工事に伴う水質への影響について予測する際、降雨強度の設定に当たっては「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」に基づき毎時3ミリメートルという平均降雨強度を用いておりますが、近年は毎時50ミリメートルなど激しい降雨がふえていることから、降雨量が増大した状態も考慮すること。また、見沼の池に関しては、降雨時に芝川の逆流水が流入する可能性も考慮すること。

5 番目、動物に関するご意見です。

造成工事等、大きな騒音の発生が予測される作業を実施する場合、できる限り保全すべき種の繁殖期を避け、事業実施による影響を極力回避・低減するよう努めること。

6 番目、植物・生態系に関するご意見です。

(1) 事業計画の策定に当たっては、環境への影響をできる限り回避し、または低減させるための措置を優先して検討すべきであるが、事業計画区域で確認された保存すべき群落であるアカメヤナギ群落は、この事業の実施により全て消失すると予測されております。また、p 2-17の緑地計画によりますと、見沼の池周辺の湿性林の植栽候補の一つとしてアカメヤナギを挙げておりますが、既存の植栽を使用するのか、または新たに植栽を行うのか、記載されておられません。事業地内のアカメヤナギ群落は動物等の生息の場にもなっているので、できるだけ既存の植栽を生かすよう考慮すること。

(2) 事業実施区域で確認されたミゾコウジュの生育地は、対象事業の実施により全て消失する可能性があります。事業実施に当たっては、細心の注意を払い移植等の代償措置を確実に実施すること。

(3) 現在の事業実施区域にはオギやカナムグラなどが生育しており、動植物の生育環境としては少し荒れている部分がありますが、事業実施による緑地の良好な環境の創出で、生育環境の質的向上が予測されます。ただし、p 10. 8-24の予測結果によりますと、緑被率の数値

自体はあまり変わらない。ですので、動植物の生育環境も考慮した質的向上について、より具体的に評価すること。

7 番目、地域交通に関するご意見です。

(1) 事業地周辺には教育機関や医療施設が隣接または近接しており、小中学校等の通学路となっている道路がある。また、道幅が狭い場所や見通しが悪い場所もあることから、事業実施に当たっては、事業実施区域及びその周辺の道路の交通安全対策を十分に検討すること。

8 番目、事後調査に関するご意見です。

事後調査の調査方法では、他の項目を引用せずに、具体的に調査方法を記載すること。

9 番目、その他に関してですが、(1) 大気質や騒音に係る現地調査結果のデータ等の一部について、準備書本編と資料編に齟齬があるため、評価書において修正すること。

(2) 用地取得終了後に事業実施とあるが、用地取得に相当の時間がかかる見込みとのことであり、事業着手までに期間が開くと、動物相、植物相等は変化する可能性があります。用地取得の期間は事業実施区域の状況の把握に努め、必要であれば調査等を再度実施し当初の修正を行うこと。

以上が、委員会意見の内容となります。

ただいまの9番、その他の(1)でご説明いたしました一部評価書の要修正点につきまして、既にコンサルタント会社で確認を行いました。その結果について、この後ご説明をさせていただきます。

○岡崎主任技師 お手元の資料4-3をご確認いただければと思っております。

ご指摘は、主に3点いただいております、大気質と騒音に関する部分になります。

資料4-3の1ページ目になりますけれども、大気質につきまして、資料編p2-51に記載のT4非メタン炭化水素の一部の数値が非常に大きいというご指摘をいただいております。1ページ目の下の表になります。黄色で塗りつぶしているものですが、こちらの塗りつぶしている数値が修正させていただいた数字になりまして、表中の数字に誤りがあったということになりますので、大変申しわけありませんが、訂正させていただきたいと思っております。この資料編は誤りがございましたが、本編には誤りの数字は入っておりませんでした。

続いて、2ページ目になります。

大気質に関して資料編p2-21の記載に一酸化窒素及び資料編p2-33に記載の窒素酸化物のいずれも11月8日の一部の数字が非常に大きい値になっているというご指摘をいただいておりますが、再確認した結果、11月8日の同時刻におきまして近接しております常時監視測定局

のデータと我々の測定したデータを並べまして確認しましたら、同様に高い数値が示されておりましたので、我々の測定機の不良や、局地的に何か物質が出ていたという状況ではないと考えております。

また、そのほかの期間につきましても確認を行いまして、1月23日と1月24日にも同様な傾向が出ておりましたが、常時監視測定局のデータと比べまして同様の傾向でしたので、測定上の問題はなかったと考えております。

続きまして、3ページ目になります。

こちらは騒音に関してですが、本編のp10. 2-8と資料編p3-8で整合がとれていないというご指摘をいただいております。本編は3ページにお示ししておりますが、一部黄色で塗りつぶしている箇所につきまして表記の誤りがありました。大変申しわけありません、訂正させていただきたいと思っております。

続いて、4ページ目以降につきましては、資料編の表記の誤り箇所になります。黄色で塗りつぶしている箇所が誤りの箇所として、資料編中の上の表の中の数値に一部誤り等がありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

たくさんご指摘をいただいておりますので、ほかの部分の確認も行ってまいります。

10ページになりますが、資料編のp28の測定値の表にも一部誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。こちら本編には誤りはございませんが、資料編の誤りがありましたので訂正とさせていただきたいと思っております。

○田中係長 ただいまの内容につきましては、今後評価書を作成する際に反映したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上になります。

○日原委員 それでは、委員会報告は以上となります。

委員の皆様、追加のご意見などがございましたらお願いいたします。

○藤野委員 資料4-1に関する質問でよろしいですか。

○永澤会長 はい。

○藤野委員 ミゾコウジュの生息地に関する事で3ページの(2)ですが、この記述ですと対象事業の実施により全て消失する可能性があるということで、可能性の有無を述べていますが、要約版と、非公開資料のミゾコウジュの生息場所を比べてみますと、全て消失するということかなり強い懸念がありまして、可能性があるということではなく、可能性が極めて高いという

認識を持つべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

○岡崎主任技師 ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおりでして、現地で確認しましたミゾコウジュの生育地全てが事業実施により改変されると考えております。準備書の本編では「消失するおそれがある」という表記になっております。これを踏まえまして、当然全て改変されますので、何らかの措置は講じなければいけないという判断を下しております。そこで、代償措置ということで移植を実施することを検討しております。

○藤野委員 ミゾコウジュは移植すれば確実に保全されるという事例や、どのくらい実現可能なものか、そのあたりの見解はございますか。

○岡崎主任技師 同じさいたま市の環境影響評価で桜環境センターの事例があったと思いますが、そちらでも同様にミゾコウジュが保全対象で、移植という代償措置を講じております。具体的に何株を移植して何株が合着できてというところまで今手元に資料がございませんけれども、資料を一度拝見した限りでは、大半のものが合着できているということであったと思えます。こちらのセントラルパークの整備事業に関しましても、桜環境センターで実施された移植の事例を参考に、同じような対応をしたいと考えております。

○田中係長 ただいまの内容につきまして事務局から補足をさせていただきますが、桜区にございます桜環境センターを建設する際にミゾコウジュが事業実施区域で確認されまして、プランター数個分の移植をしました。建設工事が終わるまで隣接するクリーンセンター西堀という市の施設においてプランターで生育を続けておりまして、その後、事業実施完了いたしまして新しい桜環境センター敷地内につくりましたビオトープの中に移植したということで、その後の詳しい状況はあまり把握しておりませんが、定着している状況でございます。

以上です。

○永澤会長 よろしいですか。

では、このほかに全体に関してでも結構ですが、委員会報告も含めて委員の皆様からご意見や、ご発言をいただきたいと思えます。

○日原委員 委員会でも意見が出ましたが、本編と資料編で随分間違いがあり、その後に確認されたらほかにもあったということですが、疑問として本編の資料がそのまま資料に使われているわけではないのですか。そのくい違いが出てしまうかなと思ったのですが。

○岡崎主任技師 資料編でデータをまとめたもので本編を作成しているところですが、作業上の手違いといいますか、誤植で数字が一部誤ったものが残ってしまったということになります。



ただ、本編を作成するに当たっては正しいデータを使っています、それをもとに予測、評価を行っておりますので、数字上は本編では誤ったものは使っていないという認識でおります。おっしゃるように本編と資料編で齟齬があり、整合がとれないので不信感があるかと思いますが、もう一度精査しまして本編では誤りがないところを確認しております。

○永澤会長 大量の間違があるとデータの信頼性の問題になるので、今後はこのようなことがないようにお願いしたいと思います。

ほかにご意見等はございますか。

○山本委員 本編ではないのですが、要約版とスライドを見ていて気がついたのですが、建設機械の稼働に伴う振動について、環境基準をクリアしていると書かれていました。実はこの8ページにも「敷地境界最大地点、環境基準75デシベル」と書いてありますが、振動には環境基準は存在しないので、「規制基準」と改めていただきたいと思います。

○岡崎主任技師 申しわけありません。

誤植になります。「規制基準」に訂正させていただきたいと思います。

○永澤会長 ほかにごございますか。

委員会から詳細なご意見をいただいておりますが、これに関して例えば最初からご意見についていきますと、計画に関する事で何かございますか。ご意見に追加するべきようなことはありますか。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○山本委員 確認ですが、この地域については広域防災医療拠点を目指しているということですが、ここは広域避難場所を目指すという考えは今のところないということでしょうか。

○五十嵐主任 こちらにつきましては、今ごらんいただいておりますこのセントラルパーク整備事業のあらましの1ページに、記載しているところですが、さいたま新都心周辺が広域防災、医療拠点として国でも位置づけしているものでございます。一方で、さいたま新都心周辺につきましては、既に市街地になっており、大規模なオープンスペースが今のところ全く確保ができていない状況でございます。

例えば避難場所になるようなオープンスペースを確保していくためには、少し新都心から離れた場所にはなりますが、こちらのセントラルパークのような、大規模な公園のオープンスペースを確保して、このさいたま新都心周辺の広域防災、医療拠点を補完するようなオープンスペースを確保していくという目的で、こちらの公園の整備を行うものでございます。

こちらの公園につきましては、整備された後には、市民の方がご利用いただくのですけれども、何か大規模災害があった際には、例えば市民の方が一時的に避難するですとか、国土交通省が所管しております何か大規模な災害が起きた際の特殊な部隊がございまして、そのような大きな部隊がこのセントラルパークに集結して、さまざまな応急・復旧活動を行うですとか、そのような利用についても今のところ想定しているところでございます。

○永澤会長 例えば新都心の医療拠点とか何かに関する交通の状況とか、あるいはそういう部隊が集結すると、木が邪魔になるとか、そういうことはないのですか。

○五十嵐主任 おっしゃるとおりでございまして、新都心と接続する道路というものも、まさに車両が移動するためには道路が必要でございまして、通常の一般的な細街路ではなくて、少し幅員が広い大きな道路というものも必要になってくるものと思われまして。

○永澤会長 今後はそういうのを整備する計画、これはここの場所の問題ではないのですけれども。

○五十嵐主任 はい。

本市といたしましても、さいたま新都心とこのセントラルパークを接続させるための広幅員の道路の整備ですとか、その必要性につきましては、認識しているところでございますけれども、道路の整備につきましてもさいたま市内では多数の都市計画道路の計画等もございまして、その中で優先順位等を決めながら整備については進めていくものと考えております。

○永澤会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○藤野委員 計画に再生水の利用などがありますが、恐らくこのビクターセンターの実際の建物の部分はこの赤いところで、規模としては民家が数軒分ぐらいだと思います。再生水の利用というのは、大規模な施設、ごみ処理場や大きな工業団地など、どちらかという大規模施設で使われる部分が効果的です。この家数軒分のところの再生水の利用ということですが、具体的にどのような利用を考えているのでしょうか。実際に効率があるのかどうかということ、根拠を持って書いてほしいと思います。

○五十嵐主任 ご指摘をいただきましてありがとうございます。

まず、再生水についてですが、例えば雨水ですとか、そういったものを再生利用して、例えば散水で使うなど、そのようなことについて今考えられるところではあるのですが、これから建物の建築の計画などを詳細に詰めていく中で、可能な範囲で再生水の具体的な利用方法についても検討してまいりたいと考えております。

○藤野委員 水をまくということに使うということですね、それはわかります。

○永澤会長 ほかにはございますか。

○玉委員 すこし気になったのですが、例えば廃棄物処理とかその辺に伴う臭気とか、今回全く触れていません。一般市民が活動する場ですので、排水処理や廃棄物処理は臭いが出やすいです。その辺の評価とか記述が全くないので、追加すればよいと思います。

あと、要約版に誤記があります。9ページの左下、「要存酸素」の「要」が間違っています。溶けるという字です。お願いいたします。

○岡崎主任技師 申しわけありません。誤植になります。

○永澤会長 ほかの項目も含めてございますか。

振動、水質、動物……

どうぞ。

○渡辺（季）委員 前回も触れさせていただきましたが、準備書の本編の15-3、交通の関係です。供用開始されて一番懸念されることとして、交通量、交通事故等の問題があるかと思えます。特にC1、C2、この地点については、非常に車が入りしにくいという状況かと思えます。ここについては十分アクセスに配慮いただきたいというところと、もう1点、現状C2地点につきましても道路の改良工事とか、区画整理等が行われているようで、西隣の浅間町の交差点付近から何かしら今工事を行っていると思われます。こういう事態も踏まえまして、計画にこれを反映していただければと思います。

○永澤会長 今の点に関してはいかがでしょうか。

○五十嵐主任 ちょうどC2の地点については、産業道路の振りかえの工事が、まさに事業が進んでいるところかと思えますので、今動いている地所につきましても、できる限りの反映をしていきたいと考えております。

○永澤会長 ほかにはありますか。

はい、どうぞ。

○藤野委員 準備書の7-5の水質ですけれども、スライドのご説明もありましたが、池の水を長時間滞留させない計画とすることと、それから水質保全ということでヨシ等の植物による水質浄化で、定性的な予測及び評価を行いましたとありますが、植物による栄養面の吸収などはもうわかっている話ですけれども、これはどの程度の予測、評価を行ったのでしょうか。なるべくなら定量的にやるべきだということと、ヨシをどういう配置をしておくのがいいのかという具体的な検討までされたのであれば、このヨシはどの位置に、どのくらいつくりますとい

うところまで示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○永澤会長 いかがですか。

○岡崎主任技師 現状の公園の設計段階によるものですが、まだ緑化計画ですとか、どのような植物の配置にするかですとか、具体的なところは、今後の検討になっておりますので、今おっしゃっていただいたようなヨシの配置、どの辺にヨシを配置して水質の改善を図るかということについては、今後の検討というところで考えております。

○王委員 それに追加して、水生植物を使う浄化技術を使う場合、溶存酸素に少し配慮したほうがいい。水生生物への影響が出てまいりますので、あまり過度に使うと逆に水質は悪くなり、水生生物も死んでしまいますので、その辺を少し配慮したほうがいいと思います。

○永澤会長 この定性的な予測及び評価というのは、合併記念見沼公園をつくったときに今どうなっているかということ参考にしたということですか。これはそういうことをいっているわけですか。

○五十嵐主任 そのとおりでございます。

○永澤会長 そういうことかなと思います。

それは同じようになると考えていいということですね、地質とか、そのほかの状況から考えて。

○五十嵐主任 現状といたしましては、合併記念見沼公園と同じようなしつらえの公園として整備していくと考えてございますので、現時点におきましては合併記念見沼公園から排出している水質と同様になるという予測となっております。

○藤野委員 この事例が、ヨシを植えたことによって水質が維持されているのかは証明できていないわけです。ヨシはそれなりに自然にふえていくのだけれども、水質は水質で、つまりヨシの効果はどのくらいかを検証してあるのであれば、その考え方は成り立ちますが、ただ、隣の公園がそうしたからというだけで水質が保全されるかという、少し疑問かなと思います。

これは難しいことはわかっていますが、見解として予測及び評価を行いましたというのであれば、しっかりしたことをやっていただきたいという意見です。

○永澤会長 ほかにございませんか。

○小嶋委員 10.15-20で、環境の保全のための措置として、シェアサイクルの推進を挙げていて、自転車でどんどん来てもらおうという計画にされていますが、推進することになると、自転車交通がふえると自転車の事故がふえるという懸念もあります。埼玉県内は自転車の事故も多く起こっておりますので、自動車に自転車がひかれてしまう事故と、歩行者に対して自転

車が加害者になってしまうという事故と両方あります。自動車、自転車、歩行者と全てが安全に通行できるような方針をつくっていただきたいと思います。さいたま市内の中での自転車でめぐってもらおうという場所にもなってくると思いますので、さいたま市の計画全体の中で、自転車にとってもいいスポットになるように計画していただければと思います。

以上です。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

何か。

○飯野課長補佐 合併記念見沼公園につきましても自転車の部局と協力いたしまして、既に自転車が駐輪できるようなスペースが確保されています。それらの部局と連携させていただきまして、こちらの公園に関しても自動車に過度に依存しないような来園の方法に関して、公園の部局としてもしっかり考えていくということは必要だと認識しております。

○永澤会長 今のお話ですと、自転車と歩行者の部分にもうまく考えていただけるようにというお話だったと思います。それでよろしいですね。

ほかにございますか。

○山本委員 事後調査計画についてお伺いしたいのですが、準備書で言うと13-6で工事用車両の運行に伴う騒音、振動、そのほかもありますが、事後調査のやり方の手引きがあって、騒音や交通量を測るだろうと想像しております。これは時期的にはどの時期を狙ってやるのでしょうか。それをお伺いしたいのです。決まっていなければ構わないのですが、基本は工事最盛期だろうと想像しています。

○岡崎主任技師 おっしゃるとおりになります。

建設機械の稼働のように具体的な記載がございませんけれども、工事の最盛期、資材運搬等の車両の最も多い時期に調査を行いたいと考えております。

○山本委員 工事中の環境監視計画という考え方が1つあって、実際に環境要素である騒音・振動をサンプリングするという考え方もありますが、環境監視という観点からいくと、工事現場に出入りする大型車や小型車などの関連する自動車の日報があるのであれば、それを整理していただいて、計画よりあまり大きな交通を発生させなかったであるとか、あるいはある程度平準化されたことになっているとか、月別でも構わないのですが、工事用車両の台数管理をきちんとされていることが示せるのであれば、その事後調査報告書として信頼性の高いものになると思います。

これは意見ですので、必ずこれをやってくださいということではないのですけれども、騒

音・振動の調査というのは、ある一定の工事期間中のサンプリングでしかないので、全体にわたってどうかということは見えないです。それを見るためには、工事現場の業者で日報等があれば、1カ月間にどれくらい的大型車がそこに来たか、そこから出ていったか、あるいは関連する小型車がどれだけ入ったかというのを時系列で示していただけると、環境監視という観点からは非常に筋が通ったものになると思います。必ずやらないといけないということではありませんので、可能であればということで結構です。

○永澤会長 要するに工事の状況をしっかり記録しておくようにということだと思いますが、いかがでしょうか。

○岡崎主任技師 ありがとうございます。

事後調査にあたってはおっしゃるように、実際にどのくらいの車両が通るかというものは、現時点では想定できないところがございますけれども、事後調査にあたっては通行した車両なり日報なりで実際に一番多い時期をしっかりと証明して、その時期に測ったデータが一番大きな騒音のデータになるかと思っておりますので、そちらをきちんと整理していくことが大事かと思っております。

○山本委員 予想と現実が外れることもあるのは承知しています。この時期が最多になるであろうという時期をサンプリングして調査するというのは、それは筋が通っているということですが、一方、現実的にどれくらい時間的に多くかけたときに最適になっているかというのを示しておくということも大事です。ずれていても構わないと思いますが、それを環境監視という観点から示しておくというのは重要ではないかと考えております。

○岡崎主任技師 ありがとうございます。

すみません、先ほど13-6ページに資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通の状況でいつ測定を行うかというところで、この記載の中では地域交通の調査において交通量調査を行うので、それをもって道路交通の状況の把握と書かせていただいております。

先ほどは、調査時期の詳細を記載しておりませんとお答えしましたが、誤りでした、13-22ページ、地域交通という項目の中の資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響という項目で、道路交通の状況としまして、あくまで想定ですけれども、資材運搬等の車両の走行台数が最大になるというのが、工事開始から4カ月目と予測しております。こちらにつきましては、先行で整備されております合併記念見沼公園の工事实績に基づきまして、4カ月目が一番多かったというところがありましたので、それを利用しているものになります。

ただ、今、先生がおっしゃられたように、実際のところ本当に4カ月目が車両の台数が最も

大きくなるかというのは、工事をしてみないとわからないというところがございますので、日報ですとか、そういったものでしっかり台数を把握しつつ、同時に大型車の交通の実態を把握して資料を整理するということが、非常に大事なことかなと思います。

○永澤会長 そのほかございますか。

どうぞ。

○王委員 3-22ページをみると大気常時監視測定局では浮遊粒子状物質を含めて、さらに微小粒子状物質を測っています。今回の報告書では、10.1-8から10.1-9は、浮遊粒子状物質と降下ばいじんを調査されています。微小粒子の健康影響の部分は大きいので、どこかで補足のコメントを入れてほしいです。後で追加しても結構です。今、自動観測カウンターなどがありますので、そんな難しい計測技術は必要ありません。大気常時監視測定局で測定されているのに今回には取り上げていないのが、不自然です。ぜひ加えてほしいです。

○岡崎主任技師 すみません、ご意見としまして、調査項目の中にPM2.5等を入れたほうが良いということでしょうか。

○王委員 浮遊粒子状物質よりもPM2.5にシフトしていく、世界的にもです。可能であれば、そういう時代に合わせて、浮遊粒子状物質や降下ばいじんよりも、PM2.5の情報を加えて説明したほうが説得力はあると思います。調査技術はそんなに難しくないなので、ぜひ加えていただければと思います。環境省の大気常時監視測定局でPM2.5については、3～4年前から測定スタートしています。ぜひ今回の調査にも加えてください。ほかの事業評価にも同じようなコメントをしました。

○岡崎主任技師 ご指摘の部分はおっしゃるとおりだと思います。大気常時監視測定局で観測データは公表されていると思いますので、まずはそのデータを整理させていただいて、PM2.5の状況を調査結果の中に既存資料の整理という形になると思いますが、加えることは可能だと思います。

○王委員 特に運搬車両は、PM2.5の寄与は大きいです。産業機械からの粉じんは、粗大粒子、どちらかという浮遊粒子状物質の中に入ってしまうけれども、微小粒子になると交通、特にトラックなど運搬車両からの排出は懸念されています。先ほども低公害車の話をしていますので、おそらくクリアできるので項目に入れても全く問題ないと思います。（改行？）

○姫田技師 ありがとうございます。

現地調査は確かに可能と思いますが、予測の手法等が確立していないところもありまして、予測、評価は今まで環境アセスの中ではほとんどやられていない状態です。恐らく現地調査に

については検討できると思いますが、将来予測、将来評価については、少し対応は難しいと考えております。

○王委員 事後評価で入れればと思います。環境調査を加えてください。つまり、議論が全くないのが問題です。少なくとも今、環境基準に達していますので、バックグラウンドとしてはあまり濃度は高くないです。工事の影響も少ないと思いますが、ただその情報を出さないというのが一般市民からは逃げるという感じになりますので、ぜひ加えて、なおかつ事後評価で調査をお願いします。セントラルパークが完成した後で測定すれば、提案された問題が特になかったということを示されると思います。測定項目としてぜひ加えたほうが良いと思います。予測は難しいと思います。ただ、季節ごとに例えば気流の流れとか、今後、こういう技術がいろいろなところで開発されています。さいたま市の周辺のもっと広域に影響されてしまうと、それこそ大きな問題になってしまいますので、少しでも加えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○永澤会長 よろしいですか。

○田中係長 ただいまのことにつきまして事務局から補足させていただきます。

さいたま市の環境影響評価技術指針は、昨年5月に改定したところですが、この技術指針の中で大気質に関しまして調査項目は粉じんというものがございしますが、現在のところ降下ばいじんなどを想定した予測、評価の内容を載せております。

ただいまの王先生のPM2.5につきましては、今のところ予測、評価のための知見が少ないということがございまして、全国的に環境影響評価の中ではやられないことが多いです。もちろん事業者で、予測、評価を記載することは可能であれば、実質的に載せることに差し支えはございません。今回も事業者で可能な限り載せられるということであれば評価書の中で対応していただきまして、またさいたま市としましても今後PM2.5に関する知見がふえてきて、全国的に予測、評価が可能という状況になりましたら、この技術指針にも反映させていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○王委員 ぜひお願いいたします。

○永澤会長 委員会のご意見の中にも植物、動物、種を保存するというお話がありましたけれども、この非公開資料に書いてある、保存すべき種に関しては、特に何か検討されていることはありますか。先ほどミゾコウジュの話が出ましたけれども、ほかに動物、植物等に関しては、ご専門の先生方から何かご発言はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。



○日原委員　こういう植物をどう保全するか、公園のどこに植えるは、まだデザインができていない状態だというお話でしたが、そういうところまで本当は示していただいたほうが、この専門のメンバーが集まっているときに具体的な話がしやすいと思うのですが、結局、私たちが意見を言う場がなく、進んでしまうということなののでしょうか。

○五十嵐主任　こういった形で環境影響評価の事前の調査をしまして、評価書を作成した後に今後、用地を取得していく中で設計を進めていくことになると思いますが、公園のデザイン自体がこんなデザインで最終的に固まりましたですとか、いつごろから工事を開始しますとか、そのようなお話は、恐らくこのような場でご報告を差し上げる機会というものはないのかなと、予想しているところでございます。

○日原委員　そういう点が残念に思います。漠然とした理念みたいなことはおっしゃっているけれども、どうするかというところがないのは、このような場があるのに残念だなと感じるところです。

○五十嵐主任　せっかくこのような場がありますので、本来であれば、ほかの大規模な公共の事業ですと、ある程度その施設の設計などがほぼ固まった状況の中で、環境影響評価の手続を進めているケースがほとんどなのかなと考えておりますが、この公園の場合は、まず都市計画法に基づく都市計画の決定以前の段階で、環境影響評価を実施してございますので、現時点ではその公園の施設の計画案ですとか、植栽の計画案ですとか、遊具をどこに、どの程度の規模のものを配置するですとか、なかなか固まり切れていない中で実施しているものでございますので、決まった事項をこの場でご報告できないというところが、なかなか心苦しい部分ではあります。本日、皆様方からいただいたご意見は、基本的に今後公園を整備していく中で、まず第一に気をつけていかなければならない事項といたしますか、配慮していかなければならない事項と我々も捉えておりますので、本日いただいたご意見ですとか、これからまとめます評価書の内容につきましては、基本的にその内容を今後未来へしっかりと受け継ぎながら公園の設計を考えていくとか、整備の際にはどのような感じで関係に配慮していけるかを考えながら、事業を進めていくことが必要なのではないかと考えております。

○日原委員　少しでもデザインが出ていれば、その議論もできるかなと思います。

○永澤会長　はい、どうぞ。

○藤野委員　私がミゾコウジュの質問したときの市のご回答で桜環境センターの事例を言われましたけれども、実績はあるのだけれども、その後に株がどうなっているかという情報はないということですが、そこのデータがあった上でこの移植はよかったのかということがわかるわ

けですから、準備書でこのような希少種が出たときに、保全の仕方はいろいろあるとは思いますが、市内で同じことを既にやっているのであれば、きちんと追いかけて、数値的なものも出していただいた上での検討をしていただきたいと思います。

○五十嵐主任 ありがとうございます。

保存の仕方につきましては、先ほど事例としてご紹介いただきましたやり方です。色々なやり方があるかと思いますが、我々としては何が一番よい方法なのかを常に検討しながら移植させていただいて、移植した後もしっかり根づいているかどうかというところのモニタリング的なものが、必要になってくると思いますので、例えば事業が終わった後も継続的にモニタリングをしていくことも検討してまいりたいと考えております。

○永澤会長 後で絶滅したといわれたいためには、必ずしも予想どおりにいくとは限らないですが、後のためにしっかり検討した実績を残しておくのは大事だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにご意見はございませんか。よろしいですか。

(発言なし)

○永澤会長 長い間ご議論いただきましたけれども、以上をもってこの整備事業に関する審議といたしたいと思います。

この議事に関しては、皆様からいただいたご意見をもとに審議会としての答申をまとめたいと思います。答申案については事務局で作成していただいて、委員の皆様にご確認いただくということになります。その上で最終的な判断は私にお任せいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、これまでのことについて何かご質問等はございますか。

(発言なし)

○永澤会長 よろしければ、これをもちまして議事を終了して事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

○黒沢課長 ありがとうございました。

閉会の前に事務局から3点申し上げます。

○田中係長 それでは、申し上げます。

ただいまの議事の中で現段階で事業計画が固まり切れていないというご説明がございました

けれども、先ほど委員会報告の意見でも申し上げていますが、実際にこの事業に着手されるのが10年以上たってからとなっておりますので、かなり期間が開きますので、事業着手の前に改めて環境の状況などを確認した上で、できればその事業の所管課で見直しをかけまして、先ほどの移植をどこにするのかとか、事後調査は具体的にどのようにやるのか、そういう部分を改めて審議会の中でご報告を差し上げまして、ご意見をいただいた上で事業に着手できればと考えております。よろしくお願いいたします。

それから、本日の議事録につきまして、事務局で議事録案を作成いたしまして、一度委員の皆様にごらんいただいて、ご確認をいただいた上で確定いたしまして、公表という流れにしたいと思います。

また、3点目ですが、今年度にまた新規で環境影響評価の対象になる事業の着手が開始される見込みがございます。こちらにつきましても委員の皆様にお知らせをいたしまして、審議会の開催のご案内などをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○黒沢課長 本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第28回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前11時52分 閉会